

## (一社)群馬県ソフトボール協会表彰規程

第1条 この規程は、本県のソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰するものである。

第2条 本県のソフトボール発展に著しい功労のあった者又は当法人主催の大会に出場して優秀な成績を収め、技術及び態度等、他の模範と認められた者には、この規程により(一社)群馬県ソフトボール協会が表彰する。

第3条 前条の表彰は、次の3部門とする。

(1) 優秀表彰

- ① 当法人加盟チームで全国大会に三位以上の成績を挙げた者、又は関東大会に優勝した者
- ② 当法人主催の県大会(予選会を除く)において3年連続優勝した者
- ③ 当法人加盟チームで10回以上県外大会に出場した者
- ④ 全日本代表に選ばれ、国際大会(選手権等)に出場した者

(2) 功労者表彰

- ① 当法人役員で永年協会の運営に精励し、ソフトボール発展に関する業務において著しい功績を挙げた者
- ② 支部協会や学校又は団体の役員として永年にわたりソフトボール発展に寄与し、著しい功績を挙げた者
- ③ 当法人所属の公認審判員・公式記録員・公認コーチで永年にわたり運営に尽くし、優れた技術と見識を持ち、他の模範となるにたる者
- ④ 当法人加盟のチームに10年(女子は5年)以上所属し、顕著な成績を残しソフトボールの発展に大きく寄与した者

(3) 特別表彰

- ① 当法人に関係するものにおいて、特に偉大なる業績を残した者
- ② その他、当法人が特別に表彰を認めた者

第4条 表彰の方法は、表彰状及び記念品を贈る。

第5条 表彰の選考にあたっては、支部協会、学校又は団体より広く推薦を受け、常務理事会において審議決定する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

## 表彰規程に関する内規

第1条 優秀表彰（規程第3条第1号）に推薦する際の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 全国大会・関東大会の解釈

日本協会・関東協会の主催大会とするが、普及目的の大会の場合は常務理事会で審議する。

(2) 国際大会（選手権等）の解釈

ジュニアを含む男女の世界選手権、オリンピック（地区予選を含む）、アジア選手権・競技大会を適用とする。各国で行われる国際大会の場合は適用外と思われるが、常務理事会で審議する。

第2条 功労者表彰（規程第3条第2号）に推薦する際の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 過去において日本協会の功労者表彰を受けた者についても、推薦時期や理由等に差異があるため適用とする。

(2) 当法人役員（定款第31条3項及び事務局規定第1条(1)～(3)在任中のその役職）における功労者表彰は適用外とするが、任期最終年度に限り適用とする。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日より施行する。